

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う
住民の健康管理のあり方に関する専門家会議
開催要綱

1. 趣 旨

- (1) 平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理については、国が拠出した基金を活用し、福島県が県民健康管理調査を実施しているところであるが、福島近隣県を含め、国として健康管理の現状と課題を把握し、そのあり方を医学的な見地から専門的に検討することが必要である。
- (2) また、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(平成 24 年 6 月 27 日法律第 48 号)において、国は放射線による健康への影響に関する調査等に関し、必要な施策を講ずることとされている。
- (3) これらの状況を踏まえ、線量把握・評価、健康管理、医療に関する施策のあり方等を専門的な観点から検討するため、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」を環境省総合環境政策局環境保健部に設置する。

2. 名 称

本会合は、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」(以下「専門家会議」という。)と称する。

3. 検討内容

- (1) 被ばく線量把握・評価に関する事
- (2) 健康管理に関する事
- (3) 医療に関する施策のあり方に関する事
- (4) その他関連する事

4. 委員構成

別紙のとおり。

5. 運 営

- (1) 専門家会議に座長を置き、座長は委員の互選によって選定する。
- (2) 座長は、専門家会議を招集し、主宰する。
- (3) 座長は、あらかじめこれを代行する者を指名し、座長に事故があるときは、その者がその職務を代行する。
- (4) 座長は、必要に応じ、構成員以外の専門家等に出席を求めることができる。
- (5) 専門家会議は、原則公開とする。

6. 庶 務

専門家会議の庶務は、環境省総合環境政策局環境保健部放射線健康管理担当参事官室において行う。

(別紙)

「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民
の健康管理のあり方に関する専門家会議」委員

明石 真言	独立行政法人放射線医学総合研究所 理事
阿部 正文	公立大学法人福島県立医科大学 総括副学長
荒井 保明	国立がん研究センター中央病院 病院長
石川 広己	公益社団法人日本医師会 常任理事
遠藤 啓吾	京都医療科学大学 学長
大久保一郎	国立大学法人筑波大学 大学院 保健医療政策分野 教授
春日 文子	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長
佐々木康人	医療法人日高病院 腫瘍センター特別顧問
宍戸 文男	公立大学法人福島県立医科大学 医学部放射線医学講座 教授
清水 一雄	日本医科大学 名誉教授
鈴木 元	国際医療福祉大学クリニック 院長
祖父江友孝	国立大学法人大阪大学 大学院医学系研究科社会環境医学 教授
長瀧 重信	国立大学法人長崎大学 名誉教授
中村 尚司	国立大学法人東北大学 名誉教授
丹羽 太貫	公立大学法人福島県立医科大学 理事長付特命教授
伴 信彦	東京医療保健大学 大学院 看護学研究科 教授
本間 俊充	独立行政法人日本原子力研究開発機構 安全研究センター長

(敬称略、五十音順)

概要

子ども・被災者支援法第13条において、放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等に関する事項が規定されている。

先般(平成25年10月11日)、子ども・被災者支援法に基づく「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(基本方針)が閣議決定された。

基本方針の法第13条関係の主な施策について

福島県の子どもを対象とした外部被ばく線量調査や、事故時18歳以下の子どもに対する甲状腺検査等必要な健康管理調査を継続する。また、個人線量計等による福島県及び近隣県の被ばく線量の推計・把握・評価を行う。

(主な具体的取組)

- 福島県及び近隣県の住民の被ばく全般の把握・評価の在り方及び方法を示す、個人被ばく線量モニタリング運用ガイドラインの作成。【環境省】
- 福島県民健康管理調査や子育て支援の観点からの医療費の助成等のために活用されている福島県民健康管理基金により、福島県内の子ども等に個人線量計による外部被ばく測定、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定を実施するとともに、基金の各事業のフォローアップを実施。【環境省、復興庁】
- 事故初期のヨウ素等短半減期核種による内部被ばく線量評価調査を継続実施。【環境省】
- 国として改めて被ばく線量を正確に把握するため、福島近隣県において、新たに個人線量計による外部被ばく測定等をモデル的に実施。その結果を踏まえ、さらに拡充を検討。【環境省】

また、きめ細やかな個人線量把握を行うため、避難指示解除準備区域等において外部被ばく測定等を一層推進。【環境省】

- 福島県民健康管理調査により、全福島県民に対する外部被ばく線量を把握する基本調査や、事故時18歳以下であった子どもに対する甲状腺検査等を継続実施。【環境省】
- 新たに有識者会議を開催し、福島近隣県を含め、事故後の健康管理の現状や課題を把握し、今後の支援の在り方を検討。【環境省】
- 被ばく量の観点から、事故による放射線の健康への影響が見込まれ、支援が必要と考えられる範囲(子ども・妊婦の対象範囲や負傷・疾病の対象範囲)を検討するなど、県民健康管理調査や個人線量把握の結果等を踏まえて、医療に関する施策の在り方を検討。【環境省】

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする
住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関
する施策の推進に関する法律（子ども被災者支援法）抜粋

第八条（支援対象地域で生活する被災者への支援）

国は、支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。以下同じ。）で生活する被災者を支援するため医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十三条（放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等）

国は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくの状態を明らかにするため、被ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、必要な施策を講ずるものとする。この場合において、少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者（胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。）及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療（東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。）を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。